

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第15号

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(大和市寄附条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市寄附条例施行規則(平成19年大和市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第7条」を「第5条」に改め、同条第2号中「規定する行為」を「掲げる建築」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第20条第1項の規定による児童手当に係る寄附

(大和市事務分掌規則の一部改正)

第2条 大和市事務分掌規則(昭和48年大和市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条未来政策部政策総務課第12号中「新規施策推進基金」を「大和市応援基金及び新規施策推進基金」に改め、同部財政課第8号中「まちづくり基金」を「施設整備基金」に改め、同条健幸・スポーツ部文化振興課第7号中「大和市生涯学習振興基金」を「生涯学習振興基金」に改め、同課第8号中「大和市文化会館建設基金」を「文化会館建設基金」に改め、同条あんしん福祉部福祉総務課第5号中「大和市保健福祉基金」を「保健福祉基金」に改め、同条子ども部子ども青少年みらい課第4号中「大和市青少年健全育成基金」を「青少年健全育成基金」に改める。

第3条 大和市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条未来政策部政策総務課第12号中「及び新規施策推進基金」を削り、同条市民経済・にぎわい創出部国際・市民共生課中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条健幸・スポーツ部文化振興課中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同条あんしん福祉部福祉総務課中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第33号までを1号ずつ繰り上げ、同条子ども部子ども青少年みらい課中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(大和市児童手当事務取扱規則の一部改正)

第4条 大和市児童手当事務取扱規則（平成24年大和市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第7条中「請求者」を「当該請求者」に改める。

第14条を次のように改める。

（未支払請求書の処理）

第14条 市長は、省令第9条第1項に規定する請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該請求を認める場合は未支払児童手当支給決定通知書により、認めない場合は未支払児童手当請求却下通知書により、当該請求者に通知しなければならない。

2 市長は、省令第9条第2項に規定する請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該請求を認める場合は未支払児童手当支給決定通知書（施設等受給者用）により、認めない場合は未支払児童手当請求却下通知書（施設等受給者用）により、当該請求者に通知しなければならない。

第17条中「第20条の規定により」を「第20条第1項の規定による」に、「の申出を受けた場合は」を「を」に、「第3条第1項第6号に掲げる保健福祉基金」を「別表第2号に掲げる事業」に、「收受するものとし、次に定める手続により処理する」を「收受し、同表に規定する大和市応援基金で管理運用する」に改め、同条各号を削り、同条に次の3項を加える。

2 法第20条第1項の規定による寄附を希望する者は、児童手当の支払期日の前月15日までに省令第12条の9第1項に規定する申出書により市長へ申し出るものとする。

3 前項の寄附の申出は、支払期月に支払を受ける児童手当の額の全部又は一部を選んで行うものとし、一部を寄附する場合には、支払期月における支給額のうち、10,000円、15,000円又は30,000円に月数及び当該児童の数（施設入所等の児童は除く。）を乗じた額とする。ただし、法第21条又は第22条の規定に基づく学校給食費等の徴収等がある場合は、それらを差し引いた額の範囲で行うことができるものとする。

4 市長は、前2項の規定により寄附を受領したときは、児童手当に係る寄附受領証明書を当該寄附者に交付するものとする。

附 則

この規則中、第1条、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から、第3条の規定は同年10月1日から施行する。